

判決年月日	平成２３年９月２０日	担当 部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成２３年（行ケ）第１００８５号		
○ 本願商標「ＴＶプロテクタ」から「プロテクタ」部分を要部として抽出し、引用商標「ＰＲＯＴＥＣＴＯＲ」と類似するとした審決が、商標の類否判断に誤りがあるとして取り消された事例			

（関連条文） 商標法4条1項11号

本件は、原告が、本願商標について商標登録出願をしたところ、引用商標に類似するとして拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をしたが、特許庁から、請求不成立の審決を受けたので、その取消しを求めた事案である。

【本願商標】 TVプロテクタ（標準文字）

指定商品：第9類「配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品」

【引用商標】 PROTECTOR（標準文字）

指定商品：第9類「商品に取り付けた感知ラベルやタグを検知し警告する万引き防止装置及びそのセンサー，電気通信機械器具」

審決は、本願商標中「TV」部分は、指定商品「電気通信機械器具」に含まれる「テレビジョン受信機」を意味する略語であるから、当該指定商品に使用する場合には出所識別機能を有しないが、「プロテクタ」部分については、商品の品質等を直ちに表示するものではなく、出所識別機能を有するから、本願商標中「プロテクタ」部分が要部として認識されるとし、この部分から生じる観念及び称呼が引用商標と共通するから、本願商標は引用商標と類似するとした。

これに対し、本判決は、本願商標中「プロテクタ」部分についても、当該部分は「保護する装置」との意味を有する英単語の片仮名表記と解され、これを指定商品「電気通信機械器具」に含まれる「保安器」（雷から電気通信機械器具を「保護する装置」）等に使用する場合には、出所識別機能は極めて低いから、「TV」部分と「プロテクタ」部分とで出所識別標識としての機能に差異があるとはいえないなどとして、本願商標「TVプロテクタ」全体を一体のものとして捉え、本願商標と引用商標とは類似しないと判断し、審決を取り消した。